

宮代町議会全員協議会運営規程の検討について

1. 議会全員協議会の運営に関し、必要な事項を定める。

- ①規程として定める。
- ②申し合わせ事項として定める。

2. 根拠

宮代町議会会議規則

第 1 2 8 条 法第 1 0 0 条第 1 2 項の規定により議案の審査又は議会の運営
に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

3. 規程等に定める項目

①趣旨

・宮代町議会会議規則第 1 2 8 条第 3 項の規定に基づき、全員協議会の運営
に必要な事項を定めるものとする。

②所掌事項

- ・議会運営及び活動に関する議員間の協議又は調整に関すること。
- ・執行部からの重要案件に関する報告に関すること。

③組織

- ・全員協議会は、議員の全員で構成する。
- ・議長は、会務を総理し、全員協議会を代表する。
- ・副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は欠けたときは、議長の職務を行う。
- ・議長及び副議長のともに事故あるとき、又は欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

④招集等

- ・全員協議会は、議長が招集する。
- ・議長は、議員の〇分の 1 以上の者から協議又は調整すべき事件を示して招集の請求があった場合、全員協議会を招集しなければならない。
- ・前項に掲げるもののほか、町長から重要案件に関する報告のため、次第を示した上で、招集の依頼があったときは、これを招集することができる。

⑤定足数

- ・議員の半数以上の者が出席しなければならない。

⑥説明員の出席要請

- ・議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞き、必要な書類の提供を求めることができる。

⑦会議の公開

- ・全員協議会は原則公開とする。ただし、議長は会議に諮り非公開とすることができる。

⑧傍聴

- ・全員協議会の傍聴については、宮代町議会傍聴規則の規定を準用する。

⑨記録

- ・議長は、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。
- ・前項の記録は、電磁的記録によることができる。

⑩その他

- ・この規程に定めるもののほか、全員協議会に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

4. その他のルールの検討項目

①全員協議会は、議会独自の協議又は意見調整の場

- ・議会自体の行事や運営、活動について協議したり、意見調整をする。
- ・開会中ばかりではなく閉会中も多様な対応が求められており、そのための打合せや意見調整の場

②本会議の審議に伴う協議又は意見調整の場

- ・本会議の審議の過程で、必要に応じて、議会を休憩して話し合いをする場
- ・本会議の機能を代替えるものではないので、必要最小限にとどめる。

③執行部からの事前説明及び意見の聴取

- ・議会に提案予定の案件についての事前説明や行財政運営上の重要問題、対外折衝関連事項等について意見を求める場

④全員協議会は、本会議や委員会と同様の実質審議となることがないよう、節度を持って運用すべきである。